

公立型地域子育て支援センターの役割と課題

小 崎 恭 弘

Roles and Problems of “Public Community Child Care Support Center”

Yasuhiro KOZAKI

1. 地域子育て支援センターとは

(1) 定義と現状

新エンゼルプランにおいて「地域子育て支援センター」は、平成16年までに3,000ヶ所の設置を予定している。平成14年度には、公営の子育て支援センターは1,086箇所、民間の子育て支援センターは1,082箇所であり、合計2,168箇所の子育て支援センターが運営されている。この子育て支援センターの多くは保育所併設型である。特別保育事業として「地域子育て支援センター事業」を行っているものである。

これらとは別に近年保育所併設ではない、公立単独型の子育て支援センターが設置されている。具体的に例を挙げれば、東京都三鷹市「すくすくひろば」や兵庫県西宮市「のびのび青空館」などである。それら独自の活動は、近年の子育て支援の全体的な機運の高まりの中において、注目を集めだしている。しかし前記した子育て支援センターの全体数の中において、公立の単独型の子育て支援センターがいくつあるのかは、実数としてはあがっておらず正確な数さえも不明である。つまりさまざまに注目を集めだしている、公立の子育て

支援センターではあるが、役割や業務形態などは各施設ごとに独自のものを打ち出し運営を行っており全国的に統一されたものなどはない。またその実態などについては各施設ごとの報告書や研究書などを通じて知ることはできる。しかし公立の子育て支援センター事態についての研究は、現在ほとんどなされてはいない。

子育て支援が社会全体の課題となり、身近な施設として地域子育て支援センターがさまざまな役割を担うべきこの時代において、公立型子育て支援センターについて研究することは意義深いものであると考える。本研究では全国の先駆的なくつかの公立子育て支援センターについての、アンケートと現場でのインタビューを通じて、公立型地域子育て支援センターの役割や意義についての研究を行う。

なお本稿で使用する「公立型地域子育て支援センター」とは、以下の4点の条件を満たすものとする。

- ①公設公営で業務を行っている
- ②独自の施設・設備をもっている
- ③施設長等の責任者が独立している
- ④保育所併設でない事

(2) 地域子育て支援センター事業実施要綱について

地域子育て支援センターは厚生労働省の行う特別保育事業に定められた施設である。平成12年に厚生省児童家庭局長通達の特別保育事業実施要綱では

「1 趣旨 仕事等の社会的活動と子育て等の家庭生活との両立を容易にするとともに子育ての負担感を緩和し、安心して子育てができるような環境整備を総合的に推進するため、延長保育、一時保育、地域の子育て支援等を実施することにより、児童の福祉の向上を図ることを目的とする。」

という趣旨の特別保育事業の一環として定められたものである。そしてその具体的な事業として、12の事業が実施されている。その中のひとつとして地域子育て支援センターがある。

また「地域子育て支援センター事業実施要綱」ではその趣旨を

「1 趣旨 地域全体で子育てを支援する基盤の形成を図るため、子育て家庭の支援活動の企画、調整、実施を担当する職員を配置し、子育て家庭等に対する育児不安等についての相談指導、子育てサークル等への支援、地域の保育需要に応じた特別保育事業等の積極的な実施・普及促進及びベビーシッターなどの地域の保育資源の情報提供等、並びに家庭的保育を行う者への支援などを実施することにより、地域の子育て家庭に対する育児支援を行うことを目的とする。」

としている。

そしてそれを補う形で出されている『「特別保育事業の実施について」の取扱いについて』の中において地域子育て支援センターは以下のように説明されている。

「地域全体で子育てを支援する基盤を形成することが緊要な課題となっており、子育ての相談指導による育児不安の解消など、地域における子育て

家庭に対する支援策を強力に進めることが要請されている。本事業は、地域に密着した児童福祉施設として児童を集团的に保育し育児のノウハウを蓄積している保育所等を活用し、地域における保育所等が子育て支援事業を総合的に推進するものであり、この事業が効果的、継続的に実施されるよう留意されたいこと。なお、地域の実情に応じて本事業に取り組めるよう、事業規模の小さい地域でも実施できるようにしているので、積極的に対応されたいこと。」とある。

上記のそれぞれの実施要綱等より地域子育て支援センターは

- ①地域全体の子育てを視野に入れた機関である
 - ②育児不安の解消など実践的な問題対応を求められている
 - ③保育所等を指定し、保育の専門的なかわりを中心としている
 - ④様々な事業を設定して、総合的かつ包括的な子育て支援を目指している
 - ⑤継続して行われる
 - ⑥地域の実情に配慮している
- という事が伺われる。

従来の児童福祉関連施設、公的施設・教育機関等においても、これらのような取り組みはあった。しかしそれらとちがう点は、地域の児童全てを対象としている点である。またもう一点は「子育て」という、従来は家庭の責任になされていた営みについて、公的責任において積極的にかかわりを持ち、援助をしていくという視点である。

2. 地域子育て支援センターの設立背景と役割

(1) 子育ての変化と社会意識

このような子育て支援センター設立には、社会全体の子育てに対する意識と状況の変化がある。今日子育ての困難さが数多く指摘されている。大日向は多くの研究の中でその点を指摘している。¹⁾²⁾

それに伴い国としては、子育てを支援していく

体制作りにも努めている。それが子育て支援関連施策である。そのような中で子育て支援は、単なる子どもとその家族の問題という極小的な捉え方から脱して、社会全体で取り組む社会的な課題へと変化を遂げている。子育て支援が社会的関心事項になりえたのは、大きく二つの文脈が関係している。一つは「少子高齢化」という人口問題から端を発している。社会の活力や経済力、あるいは社会体制のあり方を左右させるという問題である。今後のわが国の将来像を左右しかねないという危機感が強く作用し、その根本的な解決方法として、子育て支援が注目されてきたのである。そしてもう一つは、近年激増してきている「児童虐待」である。児童虐待の報道は連日絶えることなく、また内容も重篤なものが増え続けている。その背景として子育ての困難さや、育児環境の大きな変化などが指摘されている。この二つの文脈の中で、子育て支援が語られ大きく注目を浴びている。

(2) 地域子育て支援センターの役割

地域子育て支援センターにおいて具体的に行われている事業は以下5つに大別されている。

(1) 育児不安等についての相談指導

① 地域の子育て家庭の保護者や児童等（以下「子育て家庭」という。）に対する相談指導を行うとともに、各種子育てに係る情報の提供、援助の調整を行うこと。

② ①の他に、実施可能な施設においては、看護師又は保健師等による保健に関する相談等（以下「保健相談等」という。）を実施すること。

(2) 子育てサークル等の育成・支援

子育てサークル活動等を行う者の育成・支援を行うこと。

(3) 特別保育事業等の積極的実施・普及促進の努力

地域の保育需要に応じた乳児保育や特別保育事業を積極的に実施するとともに、地域に

おける特別保育事業等の普及促進に努めること。

(4) ベビーシッターなど地域の保育資源の情報提供等

地域の保育資源の活動状況を把握して、子育て家庭に対して、様々な保育サービスに関する適切な情報を提供し、必要に応じて紹介等を行うこと。

(5) 家庭的保育を行う者への支援

市町村が単独事業として行う家庭的保育を行う者（いわゆる「保育ママ」。以下「保育者」という。）の相談指導や巡回指導を行うとともに、保育者が預かる児童を保育所行事に参加させたり、体験集団保育を行うこと。

さらに、保育者に対する研修、保育者の相互の情報交換を図るための支援を行うこと。

実際においては、これら5つの事業すべてを行う必要はなく、基本的にはこのうちの3つの事業を行うことにより地域子育て支援センターとして認められる。また小規模地域子育て支援センターにおいては、5つのうち2事業の実施が求められている。

3. 公立型地域子育て支援センターの実践

(1) 全国での実践事例

・武蔵野市

武蔵野市では全国に先駆けて1992年に「0123吉祥寺」を開設した。2001年には市内で二箇所目の施設となる「013はらっぱ」を開設した。この取り組みは子育て支援の運気が高まった中において大変注目を浴びた。柏木は「子育て広場武蔵野市立0123吉祥寺―地域子育て支援への挑戦」1997ミネルヴァ書房 においてそれらの設立の経緯と意義を述べている。

またこの二つの施設が注目を浴びたもう一つの要因は、その設置主体のあり方が特徴的であったということもある。「本市では、武蔵野市子ども問題懇談会を設置し、本市にふ

さわしい子どもたちの育成の方策を検討し、第二期長期計画第二次調整計画において重点事業として積極的にとりくむとともに、児童婦人部を新設し、児童対策会議を設置するなど庁内態勢の整備に努めてきた。(中略)このような新たな行政需要に応えるために、武蔵野市子ども協会を設立するものである。」

(パンフレットより抜粋)

このような趣旨のもと「武蔵野市子ども協会」を設置し、その運営を全面的に委託するという方式をとったのである。

・三鷹市

三鷹市では子育て支援の対象を「18歳未満のすべての児童」として総合的で幅の広いものとして位置づけている。そして具体的に0歳～18歳までの援助を行う施設を「子ども家庭支援センターのびのびひろば」としている。そして0歳～3歳までの乳幼児を対象にした施設を「子ども家庭支援センターすくすくひろば」としている。それぞれに特徴的機能を持たしながら、乳幼児に対しては両施設での対応を図っていることが特徴的である。このこの子育て支援の対象として幅広く18歳までを見据えることは、児童の福祉と行政の姿勢としても、大変有効的であるといえる。

・宝塚市

宝塚市の場合は「子ども家庭支援センターたからづか」として子育て支援を行っている。しかしこの施設は厳密に述べると制度上の「地域子育て支援センター」ではない。本施設は宝塚市独自の事業であり、大型児童館と老人福祉センターからなる複合施設「フレミラ」の館内にある。行政機構の上では「健康福祉部子ども室子育て支援課」に所属している。その他にも「ファミリーサポートセンター」「子育て情報サロン」なども隣接しており、

子育ての総合支援の機能を持っている。プレイルームがあり平日の9時～17時まで、子どもと保護者が利用できるようになっている。また施設全体では老人や中高生など、幅の広い利用があり、世代間の交流などが行われているのが特徴の一つである。

(2) 西宮市での実践事例

西宮市立子育て総合支援センター「のびのびあおぞら館」

①概要

西宮市では1994年の国が出した「エンゼルプラン」の提言を受けて、1999年に「西宮市児童育成計画」を策定した。そして2001年には西宮市の幼児教育・子育て支援の中核施設としての機能を備えた「西宮市立子育て総合センター（のびのびあおぞら館）」が設置された。

その理念としては

『「乳幼児の健全な育成」を願って

乳幼児期は、人間形成の基礎を培ううえで極めて重要な時期です。「のびのびあおぞら館」は、ひとりひとりの人格を尊重しながら、行政・家庭・地域社会などと連携して、乳幼児の心身ともに健やかな成長及び発達を支援しています。」(研究紀要より抜粋)としている。

行政上の機構としては従来の縦割り行政の枠を超えて「教育委員会」と「市長部局の健康福祉局」が一体となって幼児教育と子育て支援の中核施設として誕生した。現在管轄としては教育委員会に所属しているが、職員の配置等でその設置の趣旨が生かされている。

②実践内容

基本的には①相談②情報提供③子育て支援④研修⑤調査研究⑥連帯の業務を行う施設としている。

またその中において、子育て支援に関する基本的な機能としては

- ①子どもが自由にのびのびと遊べる場
 - ②親同士の交流と学習の場
 - ③子育てに関する相談の場
 - ④子育てに関する情報提供の場
- をあげている。

基本的には子どもとその保護者が自由に利用できる「親子サロン」の利用を初めとし、地域の実情に応じた様々なプログラムを行っている。平成14年度においては「子育て支援事業」として8種（1周年イベント・ボランティア養成講座・サークル支援・親子で楽しもう・子育て講演会・父親講座・出張講座・ふたごっこ講座）49回の事業を行っている。

平成14年度の「親子サロン」のみの合計利用者は42,607人である。これ以外に先の事業を加えると年間の利用者数はたいへん莫大なものとなる。

また乳幼児期の子ども達が安心して遊べる場所や環境が従来あまり豊富でなかった、特に都市部においてはその存在意義は大きい。「この場所がなかったら子どもを虐待していた」「ここにつれてこれたおかげで子どもを育てることができた」などの意見も寄せられている。年間利用が4万人を超えるというその意味を今後行政として積極的に考える必要がある。

(3) 施設に対するインタビューの内容

公立型子育て支援センターに直接伺い、担当者の方に対してインタビューを行う。基本的な項目をあらかじめお送りさせていただき、当日はそれに基づきインタビューを行う。インタビューを行った施設は5施設である。

- ・ A施設 関西の施設 担当係長
- ・ B施設 関西の施設 施設長
- ・ C施設 四国の施設 担当職員

- ・ D施設 関東の施設 施設長
- ・ E施設 関東の施設 施設長

問1. 開設はいつですか

- A-2001年 B-2001年 C-1999年 D-1992年
- E-1997年

近年の開設がほとんどある。Dに関しては日本における先駆的な役割を果たしたといえる。近年開設の施設は他施設の見学や、プログラムについての資料などを取り寄せて、設立の参考にしている。

問2. 運営はどのような形態ですか

基本的に独立であるが、同一敷地内に保育所があるところが1つ、幼稚園があるところが1つある。しかし施設としては独立を保っており、施設長も独立している。

問3. 管轄の局・部・係りなど、部署として機構図の中の位置付けはどのようになっていますか

- A-教育委員会管轄
- B-教育委員会管轄
- C-健康保健部保育所管轄
- D-健康保健部子育て支援質管轄
- E-子ども協会が運営

基本的には市役所内の行政管轄があるが、教育委員会と保育所管轄の交流があったり、職員をそれぞれに派遣していたり工夫がなされている。

問4. 職員の配置と役職・職名はどのようなものですか

- A-所長1 副所長1 係長3 嘱託職員10
- B-所長1 職員2
- C-所長1 職員2
- D-施設長1 職員5
- E-施設長1 職員4

各施設はそれぞれの事業内容によって大きく人数の差が合った。A施設は子育てセンターのみな

らず、教育委員会の研修所的な役割も担っており、そのためにも人数が多くいる。

問5. 開所日数と時間はどのようになっていますか

- A-火曜日～日曜日 9時～17時
- B-月曜日～金曜日 9時半～16時半
- C-月曜日～土曜日 平日9時～17時
土曜日9時～12時
- D-火曜日～土曜日 9時～16時
- E-月曜日～土曜日 10時～16時半

全ての施設が開所時は自由利用することができるようになっている。また土・日においても開所していることも特徴的である。

問6. 具体的な事業内容はどのようなものですか
当てはまるものに○をしてください

- 1. 子どもと保護者が遊べる広場や場の提供
A、B、C、D、E
- 2. 育児に対する、相談や悩みに応じる
A、B、C、D、E
- 3. 子育てサークル等の育成・支援
A、B、C、D、E
- 4. 地域の保育資源の情報提供
A、B、C、D、E
- 5. 家庭的保育を行うものへの支援
該当施設なし
- 6. 家庭教育に関する学習会や研修会の開催
A、B、D、E
- 7. 医師や看護師・保健婦、栄養士など専門的な
相談や学習会の開催 A、B、D、E
- 8. 母親や父親、保護者の集まりの支援
A、C、D、E

各施設ごとに地域の実情に合わせて、多くのメニューを用意していることが伺える。ただ全施設とも「家庭的保育を行うものへの支援」は行っていない。

問7. センター全体で年間の利用者数は何名ですか

- A-42607人 B-19000人 C-16439人
- D-15681人 E-約20000人

問8. 保育所併設型の子育て支援センターとの違いはどのようなものですか

- ・親子が気を使わずに遊べる
- ・常時開園できる
- ・専門のスタッフがいる
- ・関係機関との連携を図ることができる

問9. 行政直轄・公立型のメリットはどのようなものですか

- ・経営上の問題が少ない
- ・安定した経営ができる
- ・行政の他の機関とのつながりをとりやすい
- ・利用者は無料で使用できる

問10. 行政直轄・公立型のデメリットはどのようなものですか

- ・縦割り行政の中で、柔軟な対応がとりにくい
- ・必要なものなどが予算の関係ですぐに変えなかったり、新しい取り組みなどがしにくい
- ・行政と現場でのギャップがある。

問11. 行政が直接関わる意義は何ですか

- ・どの子どもに対してでも平等に保育していくためには、行政が積極的に関わっていくことが必要
- ・公立が支援センターとして地域の子育てを支援することで、地域の中でのアピールになる
- ・市民に平等な支援ができる
- ・関係課全体の実態が把握でき、調整連携ができると同時に、その上で独自性が発揮できる。

問12. 他機関と定期的に会合や連絡をとる体制がありますか

全施設あり

問13. センターで現状や課題、ニーズをどのような形で行政に反映していますか

- ・子育て支援担当者会議で、課題の共通理解を図る。
- ・事業の統合、共催を図る。
- ・行政のネットワーク会議の中で気づいた事などを伝えるようにしている。
- ・上司（教育長等）と直接話をする。
- ・定期的なメールを各課に対して送り理解を求める。

問14. 現在・あるいは今後の課題とはどのようなものですか

- ・お客様の存在（してもらってあたりまえ）になってきているので、親の自主的な活動の援助のあり方
- ・参加したことがない人への働きかけ
- ・地域の他の子育て支援施設との連携
- ・親の自立をどのように図っていくか
- ・子育て支援ネットワーク作り
- ・子育ての環境作り
- ・幼稚園、保育所、小学校の連携のあり方
- ・父親の育児参加意識の高揚

問15. 各行政区の中で貴施設はどのような役割を果たしていますか

- ・子育て支援、幼児教育にかかるコーディネーターとしての役割
- ・他の機関へつなげていく役割
- ・地域で育児不安を抱えて孤立している人の支援とこの現状の発信
- ・気軽に子育ての相談ができるところ

4. 公立型地域子育て支援センターの意義

現在実践を行っている先駆的な公立型地域子育て支援センターの見学とインタビュー、そしてアンケートを通じて「公立型地域子育て支援センター」

の意義を考えた場合、そこには行政にとっての意義と、市民にとっての意義という二つの意義が見出される。

(1) 行政の子育て支援としての意義

公立型ということは行政が直接子育て支援を行うということである。山本は子育て支援における自治体の役割として「ニーズの把握・保育サービスガイドラインの作成・情報提供における内容水準の維持」の3点を挙げている。³⁾これは保育所を主体としての行政サービスについて述べたものである。これらを踏まえて、公立型地域子育て支援センターの意義としては4つ挙げることができる。

①実態の把握

行政は様々な形で市民の実情や実態についての理解をするように努めてはいる。しかし子育てなどの従来各個人の自由裁量が大きい分野においては、その実情の把握は難しいものであった。建物や制度というハード面は比較的実情の把握はたやすい。しかし子どもの育ちや子育ての困難さなどへの支援という、ソフト面に関しての理解はその個別性のゆえに従来見過ごされてきた。しかし行政がダイレクトに関わることにより、現在の状況が行政に対してリアルに伝わる。

②直接市民の声を伝える

直接行政が子育て支援に関わることで、その現場での問題や保護者や子どもの生の声を、直接行政に伝えることができる。またそこでの要望や意見などは、行政に対する要望であり、市民からの大切な意見といえる。まさに市民の生の声を聞くことができ、行政職として直接現場を理解することができるのである。

③市民ニーズの把握

市民の多くの意見や要望は市民のニーズである。ニーズには2つの方向性があり、1つは現在求めている直接的なニーズである。もう1つ

はこれからの将来に向けてのニーズであり、今後の街づくりや市民の生活の設計に対しての新たなニーズである。子育て支援はまさにこの両面を兼ね備えている。つまり子育てを通じて、各行政区の現在の子育ての問題を指摘することになる。そして子育てのこれからのあり方や理想像などを描く場合に、行政の今後の方策や計画などの基盤となることができる。これは今後の街づくりにおいて大変重要であり、有意義なものでもある。

④行政活動の中で直接反映する

行政職としての職員が直接的な援助やかかわりを通じて、行政の考え方や方向性を伝える具現者となっている。実践現場が行政の中に存在しているということは、行政全体の方向性や方針に対して、様々な提言や現状を述べることができる部署があるということである。そのような部署を有効な情報と今後の方向性を示唆する資源としてしらせ、実際の行政活動の中で活用することができる。

(2) 市民活動の社会資源としての意義

①ネットワークの確立

子育ての困難さを強調している1つとして、地域の子育て関係の崩壊が上げられる。それを補う形で従来の地縁や血縁に変わり、新たな子育てのネットワークが市民の中から作られ始めている。子育てネットワークや育児サークルなどがその例である。また厚生労働省のファミリーサポートなどもその例といえる。しかしすべてが自然発生的に出来上がり継続して活動できるわけではない。そのような支援を公立型子育て支援センターは全市的な視点と計画を持って行うことができる。またそれらの育成や援助に必要な場所や人材、資金を提供できるのは公立型の大きなメリットである。

②各関係機関との連携

子育て支援においては、かかわりを持った機関のみで解決できない問題や事象が発生する。例えば、子どもの発達上の問題や家族の関係性の問題などである。そのような場合様々な専門機関との連携や協力が重要になってくる。いわゆるそのような社会資源の活用は、行政機関のひとつと認識される公立型のほうがネットワークを構築しやすく、関係性も活発である。また家庭内への介入や危機介入が必要な時においては、公立としての権限や様々な機関との情報のやり取りがスムーズに行える。

③子育て文化の構築

行政がその育ちに関して責任を負う子どもとは、その行政単位におけるすべての児童である。市内にいるすべての児童の育ちを保障する義務があるといえる。この広域の視点は行政のみに与えられているものであり、行政しか達成することができないものでもある。つまり子どもと子育てにとっての、整った環境と文化の創造である。その制度・政策はまさに行政が市民と歩調を合わせながらも、イニシアティブをとるものなのである。

5. 公立型地域子育て支援センターの課題と今後のあり方

(1) 現在の課題

様々なインタビューとアンケートから浮かび上がってきた課題は

- ①利用形態の多様化への対応
- ②充実したネットワークの構築
- ③保護者と協力した子育て文化の構築
- ④子育ての知識・意欲の啓蒙

が挙げられている。一つ一つはそれぞれ意味があるが、これらの特徴としては特に公立型として、地域におけるすべての子ども達の育ちをどのように、育んでいくかということが主題となり挙げら

れている。つまりセンターの利用者はある意味、支援ができており、また何かしらの問題や不安を抱えている場合においても、対応や介入をすることができる。しかし子育てについての不安や、あるいは虐待などの問題がある家庭や保護者については、地域の中に埋もれていたり孤立しており、センターの利用がないといえる。そのような広く地域全体の子育てを考えた時に、行政がどのような支援のあり方や援助を行うかが課題となってくる。社会福祉のリーチアウト的な発想や、手法が今後求められていく。

もう1つの課題として、センター自体の思いをいかに行政の中で反映していくか、その方法やジレンマも指摘されている。縦割り行政のあり方への課題や、その過程で広く子育て支援の意義やあり方を伝えていくことについても苦労が感じられる。しかしこの苦労や努力なくしては、意味のある子育て支援を行うことはできないともいえる。またこのような公立型地域子育て支援センターがある行政区は、子育て支援について大変熱心なところであるといえる。そのような地域においても、行政の内部においてその意義を伝えることの難しさがあるということは、他の行政区においては子育て支援の意義や重要性を伝えていくことは至難の技であるといえる。その1点をとっても、公立型地域子育て支援センターが、各地域に広くできることを望むがその実現は困難なようである。

(2) 今後のあり方

今後の方向性としては、子育て支援を「子どもの健全な育ちの場の確保と提供」として位置づけることである。現在ともすれば「保護者にとって代わる養育の場」と誤解を受け、子育ての多くを行政が行ってくれるといった誤った認識が一部起こっている。行政が子育てのすべてを担ったり、育児の面倒を見ているのではない。あくまで子どもにとって、よい環境でのよい子育てが行われることが重要なのである。

そのためには行政が中心になるのではなく、子育てにおける行政と市民との豊かなパートナーシップが重要になる。子育てにおける行政のあり方に依存的にすぎるのではなく、子育てを社会・保護者・行政というそれぞれの責任の上で考えていく必要がある。山本は「住民にとっては、良質なサービスを提供してくれるのであれば公立だろうが民間だろうがかまわない。しかし、責任はきちんと市が取って欲しいという意識である。」⁴⁾と述べている。市民の率直な意見として貴重なものである。

各自がまずそれぞれのポジションでの役割を果たし、その上で3者が有機的な結びつきと、パートナーシップを発揮して始めて、意義のある子育て支援が生まれるのである。その一つの実践的な形態が、公立型地域子育て支援センターなのである。

引用文献

- 1) 大日向正美 (2000) 「母性愛神話の罫」日本評論社
- 2) 大日向正美 (1999) 「子育てと出会う時」NHKブックス
- 3) 山本真美 (2000) 「保育サービスと自治体の役割」少子化社会11人の提言第3章自治体のサービスと子育て支援 ニッセイ基礎研究所編 ぎょうせい121-136
- 4) 山本真美 (2003) 「三鷹市のこども家庭支援ネットワークを支えるもの」地域子ども家庭支援研究会編 三鷹市のこども家庭支援ネットワーク ミネルヴァ書房 196-210

参考文献

- ・ 柏木恵子編 (1997) 「子育て広場武蔵野市立0123 吉祥寺一地域子育て支援への挑戦」ミネルヴァ書房
- ・ 子育てセンター実践研究会編 (2004) 「子育てセンター実践記録2003」子育てセンター実践研

究会

- ・子育てセンター実践研究会編（2002）「子育て支援実践報告」生活ジャーナル
- ・垣内国光・櫻谷真理子編（2002）「子育て支援の現在」ミネルヴァ書房
- ・新澤誠治（2002）「子育て支援初めての一步」小学館
- ・泉千勢（2003）「ポストの数ほど親子の広場を」現代と保育6月号 ひとまる書房
- ・汐見稔幸（2003）「現代における子育て支援の方向性を探る」臨床育児保育研究会論文 臨床保育研究会HP
- ・飯田進・菅井正彦（2000）「子育て支援は親支援」大揚社
- ・桑名恵子編著（1999）「子育て支援のネットワーク作り」明治図書
- ・山縣文治・岸和田かおり（2000）「保育サービス再考」朱鷺書房
- ・福田素生（1999）「社会保障の構造改革」中央法規
- ・武田信子（2002）「社会で子どもを育てる」平凡社
- ・柏木恵子（2001）「子どもという価値」中央公論新社